

出力情報名（出力情報コード）			包括評価申告事項登録入力控情報（C A D O 9 8）																
項番	欄	項目名	属性	桁	繰上	繰下	条件										入力がなかった場合の出力元	コード	出力条件／形式
							申告書（Ⅰ）				申告書（Ⅱ）								
1		出力共通項目	an	398			M				M							メールサブジェクトには以下の項目を出力 ・包括評価申告受理番号 9桁	
2		処理種別	an	1			C				C							スペース：新規申告 H：申告変更 U：審査後変更 T：撤回 I：新規申告（引用登録）	
3		包括評価申告受理番号	an	9			M				M							（１）新規申告または新規申告（引用登録）の場合は、システムで払い出した包括評価申告受理番号を出力 （２）申告変更、審査後変更または撤回の場合は、入力された包括評価申告受理番号を出力	
4		旧包括評価申告受理番号	an	9			C				C							新規申告（引用登録）の場合、入力された旧包括評価申告受理番号を出力	
5		申告書種別：申告書（Ⅰ）	n	1			C				C							1：申告書（Ⅰ）	
6		申告書種別：申告書（Ⅱ）	n	1			C				C							1：申告書（Ⅱ）	
7		関税定率法施行令第1条の6第3項：該当する	n	1			C				C							1：該当する	
8		関税定率法施行令第1条の6第3項：該当しない	n	1			C				C							1：該当しない	
9		一括加算：該当する	n	1			C				C							1：該当する	
10		一括加算：該当しない	n	1			C				C							1：該当しない	
11		申告の種類：有税	n	1			C				C							1：有税	
12		申告の種類：無税	n	1			C				C							1：無税	
13		あて先官署コード	an	2			M				M						税関官署コード		
14		あて先部門コード	n	1			M				M							1：1 部門 2：2 部門 3：3 部門 4：4 部門 5：5 部門 6：6 部門 7：7 部門 8：8 部門 9：9 部門 0：部門コードなし	
15		輸入者コード	an	17			C				C						輸出入者コード 法人番号		
16		輸入者氏名	an	70			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
17		輸入者住所1（都道府県）	an	15			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
18		輸入者住所2（市区町村（行政区名））	an	35			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
19		輸入者住所3（町域名・番地）	an	35			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
20		輸入者住所4（ビル名ほか）	an	70			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
21		輸入者電話番号	an	14			C				C					国内用輸出入者DB （輸入者コード）			
22		輸入者連絡先	an	14			C				C								
23		代理人コード	an	5			C				C					入力者	利用者コード		
24		代理人氏名	an	70			C				C					利用者DB （代理人コード）			
25		生産者名	j	140			C				C								
26		事前教示回答書登録番号	an	7			C				C								
27		包括申告の主要関係税関名	j	200			C				C								
28		代表品目	an	4			C				C						HSコード （4桁）		
29		複数品目識別	n	1			C				C							0：複数の品目を対象としない 1：複数の品目を対象とする	

出力情報名（出力情報コード）			包括評価申告事項登録入力控情報（C A D O 9 8）																
項番	欄	項目名	属性	桁	線 1	線 2	条件										入力がなかった場合の出力元	コード	出力条件／形式
							申告書（Ⅰ）		申告書（Ⅱ）										
30		申告貨物の品名等	j	468			C				C								
31		輸入者と輸入の委託者	n	1			C				C								0：輸入者と輸入の委託者が特殊関係でない 1：輸入者と輸入の委託者が特殊関係である
32		輸出者と輸入の委託者	n	1			C				C								0：輸出者と輸入の委託者が特殊関係でない 1：輸出者と輸入の委託者が特殊関係である
33		輸入者と輸出者	n	1			C				C								0：輸入者と輸出者が特殊関係でない 1：輸入者と輸出者が特殊関係である
34		輸出者と輸出の委託者	n	1			C				C								0：輸出者と輸出の委託者が特殊関係でない 1：輸出者と輸出の委託者が特殊関係である
35		輸入者と輸出の委託者	n	1			C				C								0：輸入者と輸出の委託者が特殊関係でない 1：輸入者と輸出の委託者が特殊関係である
36		輸入の委託者と輸出の委託者	n	1			C				C								0：輸入の委託者と輸出の委託者が特殊関係でない 1：輸入の委託者と輸出の委託者が特殊関係である
37		輸入者（買手）	n	1			C				C								0：輸入者は買手でない 1：輸入者は買手である
38		輸入者（売手）	n	1			C				C								0：輸入者は売手でない 1：輸入者は売手である
39		輸出者（売手）	n	1			C				C								0：輸出者は売手でない 1：輸出者は売手である
40		輸出者氏名 1	an	70			C				C								
41		輸出者国名 1	an	2			C				C							国連 L O C O D E （国名 2 桁）	
42		輸出者氏名 2	an	70			C				C								
43		輸出者国名 2	an	2				C				C						国連 L O C O D E （国名 2 桁）	
44		複数輸出者識別	n	1			C				C								0：輸出者が単数 1：輸出者が複数
45		複数国名識別（輸出者）	n	1			C				C								0：輸出者における所在国が単数 1：輸出者における所在国が複数
46		輸入の委託者（買手）	n	1			C				C								0：輸入の委託者は買手でない 1：輸入の委託者は買手である
47		輸入の委託者（売手）	n	1			C				C								0：輸入の委託者は売手でない 1：輸入の委託者は売手である
48		輸入の委託者氏名	an	70			C				C								
49		複数輸入の委託者識別	n	1			C				C								0：輸入の委託者が単数 1：輸入の委託者が複数
50		輸出の委託者（売手）	n	1			C				C								0：輸出の委託者は売手でない 1：輸出の委託者は売手である
51		輸出の委託者氏名	an	70			C				C								
52		輸出の委託者国名	an	2			C				C							国連 L O C O D E （国名 2 桁）	
53		複数輸出の委託者識別	n	1			C				C								0：輸出の委託者が単数 1：輸出の委託者が複数
54		複数国名識別（輸出の委託者）	n	1			C				C								0：輸出の委託者における所在国が単数 1：輸出の委託者における所在国が複数
55		輸入申告価格決定方法	an	3				X				C							2 0 0：4 条の 2 3 1 1：4 条の 3 1 項 1 号 3 1 2：4 条の 3 1 項 2 号 3 2 0：4 条の 3 2 項 4 4 0：4 条の 4 4 5 0：4 条の 5 4 6 0：4 条の 6
56		定率法第 4 の 2、3 以外の具体的な理由	j	234			X				C								
57		貨物の輸入申告価格決定計算方法	j	936			X				C								
58		輸入申告価格の計算式等	j	468			X				C								
59		合計	j	156			C				X								
60		備考	j	78			C				C								
61		関税定率法第 4 条第 2 項 1、2、3 号に掲げる事情：有	n	1			C				X								1：関税定率法第 4 条第 2 項 1、2、3 号に掲げる事情有

出力情報名（出力情報コード）			包括評価申告事項登録入力控情報（C A D O 9 8）																
項番	欄	項目名	属性	桁	繰上	繰下	条件										入力がなかった場合の出力元	コード	出力条件／形式
							申告書（Ⅰ）			申告書（Ⅱ）									
62		関税定率法第4条第2項1．2．3号に掲げる事情：無	n	1			C				X							1：関税定率法第4条第2項1．2．3号に掲げる事情無	
63		売手と買手との間の特殊関係：有	n	1			C				X							1：売手と買手との間の特殊関係有	
64		売手と買手との間の特殊関係：無	n	1			C				X							1：売手と買手との間の特殊関係無	
65		特殊関係の取引価格への影響：有	n	1			C				X							1：特殊関係の取引価格への影響有	
66		特殊関係の取引価格への影響：無	n	1			C				X							1：特殊関係の取引価格への影響無	
67		特殊関係の内容	j	234			C				X								
68		仕入書	n	1			C				X							0：貨物の輸入申告価格記載書類が仕入書でない 1：貨物の輸入申告価格記載書類が仕入書である	
69		運賃明細書	n	1			C				X							0：貨物の輸入申告価格記載書類が運賃明細書でない 1：貨物の輸入申告価格記載書類が運賃明細書である	
70		保険料明細書	n	1			C				X							0：貨物の輸入申告価格記載書類が保険料明細書でない 1：貨物の輸入申告価格記載書類が保険料明細書である	
71		価格調整条項による調整	n	1			C				X							0：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合でない、または、価格調整条項による調整の場合でない 1：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、価格調整条項による調整の場合である	
72		別払金	n	1			C				X							0：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合でない、または、別払金の場合でない 1：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、別払金の場合である	
73		検査費用	n	1			C				X							0：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合でない、または、検査費用の場合でない 1：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、検査費用の場合である	
74		その他の費用	n	1			C				X							0：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合でない、または、その他の費用の場合でない 1：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、その他の費用の場合である	
75		特殊関係の影響有	n	1			C				X							0：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整場合でない、または、特殊関係の影響有の場合でない 1：現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整場合、かつ、特殊関係の影響有の場合である	
76		調整を要する額又は率	j	156			C				X								
77		調整項目の内訳その他参考事項	j	240			C				X								
78		運賃等	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、運賃等の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、運賃等の場合である	
79		仲介手数料等	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、仲介手数料等の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、仲介手数料等の場合である	
80		容器・包装費用	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、容器・包装費用の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、容器・包装費用の場合である	
81		材料・部品費用	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、材料・部品費用の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、材料・部品費用の場合である	
82		工具等費用	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、工具等費用の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、工具等費用の場合である	
83		消費物品費用	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、消費物品費用の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、消費物品費用の場合である	
84		役務費用	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、役務費用の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、役務費用の場合である	
85		ロイヤルティ等	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、ロイヤルティ等の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、ロイヤルティ等の場合である	
86		売手帰属収益	n	1			C				X							0：加算要素等を調整する場合でない、または、売手帰属収益の場合でない 1：加算要素等を調整する場合、かつ、売手帰属収益の場合である	

出力情報名（出力情報コード）			包括評価申告事項登録入力控情報（C A D O 9 8）																			
項番	欄	項目名	属性	桁	繰上	繰下	条件										入力がなかった場合の出力元	コード	出力条件／形式			
							申告書（Ⅰ）					申告書（Ⅱ）										
87		調整を要する額又は率	j	156			C				X											
88		調整項目の内訳その他参考事項	j	240			C				X											
89		買付手数料	n	1			C				X										0：控除すべき費用等を調整する場合でない、または、買付手数料の場合でない 1：控除すべき費用等を調整する場合、かつ、買付手数料の場合である	
90		延払金利	n	1			C				X										0：控除すべき費用等を調整する場合でない、または、延払金利の場合でない 1：控除すべき費用等を調整する場合、かつ、延払金利の場合である	
91		その他の費用	n	1			C				X										0：控除すべき費用等を調整する場合でない、または、その他の費用の場合でない 1：控除すべき費用等を調整する場合、かつ、その他の費用の場合である	
92		調整を要する額又は率	j	156			C				X											
93		調整項目の内訳その他参考事項	j	240			C				X											